

一般職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律(平成30年法律第82号)の概要

- 人事院は平成30年8月10日、一般職の国家公務員の給与改定について、国会及び内閣に対し勧告
- 政府は、人事院勧告どおりの実施を閣議決定

概要

1 月例給の改定【平成30年4月から改定】

俸給表を400円の引上げを基本に改定(平均改定率0.2%)

(初任給については1,500円、若年層については1,000円程度の引上げ)

※ 指定職職員(本省の部長、審議官級以上)については改定なし

2 特別給(ボーナス)の改定【平成30年12月期から改定】

一般の職員 年間4.40月分 → 4.45月分(0.05月分引上げ)

指定職職員 年間3.30月分 → 3.35月分(0.05月分引上げ)

3 その他【平成30年4月から改定】

宿日直手当について、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定
(普通宿日直: +200円 医師当直: +1,000円 等)

4 施行期日

公布の日(一部の規定は平成31年4月1日)